



勇壮に舞う市指定無形民俗文化財「獅子舞」

第4章 ひとの生きがいや 個性的な文化を育てる まちづくり

「第4章」ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

【第1節】 幼児教育の充実 【第2節】 学校教育の充実 【第3節】 青少年の健全育成の推進 【第4節】 生涯学習の推進 【第5節】 人権教育・啓発の推進 【第6節】 芸術・文化活動の推進 【第7節】 スポーツ活動の推進	1. 幼児教育を支える基盤等の充実 2. 幼保一元化に向けた取り組みの推進
	1. 生きる力を育てる学校教育の推進 2. 安心して学べる教育環境の創出
	1. 青少年を育てる地域・家庭づくりの推進 2. 豊かな青少年体験活動の推進 3. 青少年健全育成体制の充実
	1. 生涯を通じた学びの機会の拡充 2. 「学びの成果を生かす」仕組みづくりの充実 3. 社会教育関係団体の育成支援 4. 社会教育施設の充実
	1. 人権感覚の醸成 2. 人権擁護体制の充実 3. 男女共同参画社会の促進 4. DV 対策の充実
	1. 歴史・文化資源の保全・活用 2. 地域文化創造活動の促進
	1. 生涯スポーツ活動の推進 2. 競技スポーツの強化と振興 3. 地域環境を生かしたスポーツの推進

第1節 幼児教育の充実

めざすまちの姿

次世代を担う子どもたちが人として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、より良い教育環境のもと幼児教育が充実したまちをめざします。

現状と課題

本市においては、幼児を取り巻く環境は、家庭での子育てに対する考え方の多様化や、核家族化などに伴い、基本的な生活習慣の乱れやコミュニケーション能力及び規範意識の低下など多くの問題が見受けられるようになっています。

特に小学校入学後の生活の変化に適応できない子どもがあり、学習に集中できない、話が聞けないなど、いわゆる「小1プロブレム」が問題となっています。

このような現状は、各幼稚園・保育所（園）のみでは対応できない問題であり、家庭、地域社会、幼稚園・保育所（園）、行政が、

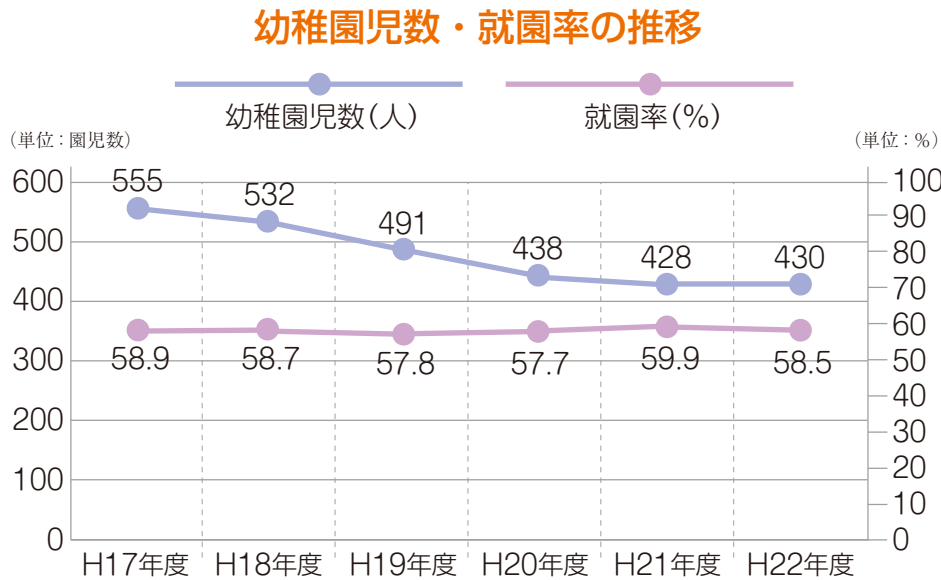
それぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めるとともに、幼児の日々の生活、発達及び学びの連続性を確保し、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進することが必要となっています。

また、子どもの数が年々減少の一途を辿るなか、一方では、子育てニーズの多様化により、保育所（園）の入所希望者が増加し、その結果、一部の幼稚園では、一定の集団規模の確保が困難な状況となっています。

このような現状や多様化する子育てニーズに対応するため策定した「幼保一元化推進計画」を推進し、よりよい教育と保育の環境整備が必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

地域の幼稚園・保育所（園）の活動内容を知っている市民の割合
平成22年度 43.2%



＜資料：教育委員会調べ＞

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 子どもの健康状態や園生活、友達との関わりに関心を持つように努めます。
- 家庭において、基本的な生活習慣を身につけるように努めます。

行政が果たす役割

- より良い教育環境の推進を図り、幼児教育の充実に努めます。

取り組みのあらまし

（個別施策の展開）

1. 幼児教育を支える基盤等の充実

- 小学校教育への円滑な接続に向け、幼稚園と保育所の共通のカリキュラムを研究し、実施します。
- 幼児の発達や学びの連続性が重要であることを踏まえ、幼稚園・保育所（園）・小学校の連携・協力体制の充実に努めます。また、教職員が相互の教育内容や指導方法等の理解を深めるため、保育や授業参観など、合同研修の実施を進めます。
- 教育・保育活動に対する地域・保護者からの理解を得るために、園評価の充実を図るとともに、さらに質の向上をめざし、保

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
こども園再編実施校区数(累計)	校区	—	—	2	7
外部評価実施率	%	53	70	100	100

＊「こども園再編実施校区数(累計)」は、その校区内に1施設以上のこども園が再編、設置されている中学校区数を表しています。

護者、地域の参画を得た評価（外部評価）システムの構築を図ります。

- 不審者の侵入や火災・地震など、緊急時の管理体制を充実させるとともに、関係機関と連携のもと、不審者等に関する情報を迅速に提供する体制の強化を図ります。

2. 幼保一元化に向けた取り組みの推進

- 幼稚園と保育所（園）の区別なく、就学前の子どもたちが心身ともに健全で、心豊かにたくましく成長するための環境づくりを重視し、幼保一元化を推進します。
- 円滑な幼保一元化の推進を図るため、施設整備や施設運営に係る支援を充実します。
- 幼稚園、保育所（園）から幼保一元化施設（こども園）への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭と保育所（園）保育士等の交流研修や人事交流などに取り組みます。

重点事業

園評価の充実・幼保合同、連携研修事業・幼保一元化の推進



第2節 学校教育の充実

めざすまちの姿

学校、家庭、地域が連携しながら、安全・安心な学校づくりを行い、児童生徒一人ひとりが確かな学力、健やかな体、豊かな心などいわゆる「生きる力」を身につけられる教育環境が整ったまちをめざします。

現状と課題

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の時代にあって、本市においては、夢や志を持ち、ふるさと「しそう」を愛し、21世紀の社会を担う主体的で心豊かな社会人としての基礎を培うという観点に立った学校教育の充実が求められています。

また、高度情報化や国際化の進展など多様な社会環境の変化に的確に対応できる人間を育成していくことは重要であり、そのためには、確かな学力として自ら学び、主

体的に判断し行動でき、良好な人間関係を築く能力や資質を児童生徒に育成していくことが求められています。

一方、市内の小学校においては、近年の少子化の影響などから、さらなる児童数の減少が予想され、それにより互いに切磋琢磨する力や社会性の育成、学びや遊び環境の多様性に課題が生じます。そのため、学校規模適正化が喫緊の課題であり、子どもの教育環境の整備による新しい学校教育の創造に向けて、地域や関係機関などと協議を重ねながら推進していく必要があります。

地域社会においては、核家族化や多様なライフスタイルの進展により、地域への愛着や連帯意識が希薄になり、地域の教育力の低下が懸念されています。このため、学校は、これまで以上に積極的に家庭・地域にはたらきかけ、地域総がかりによる新しい学校運営体制を構築することが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

地域の小学校・中学校の教育や活動について市民が知っている割合
平成22年度 46.0%

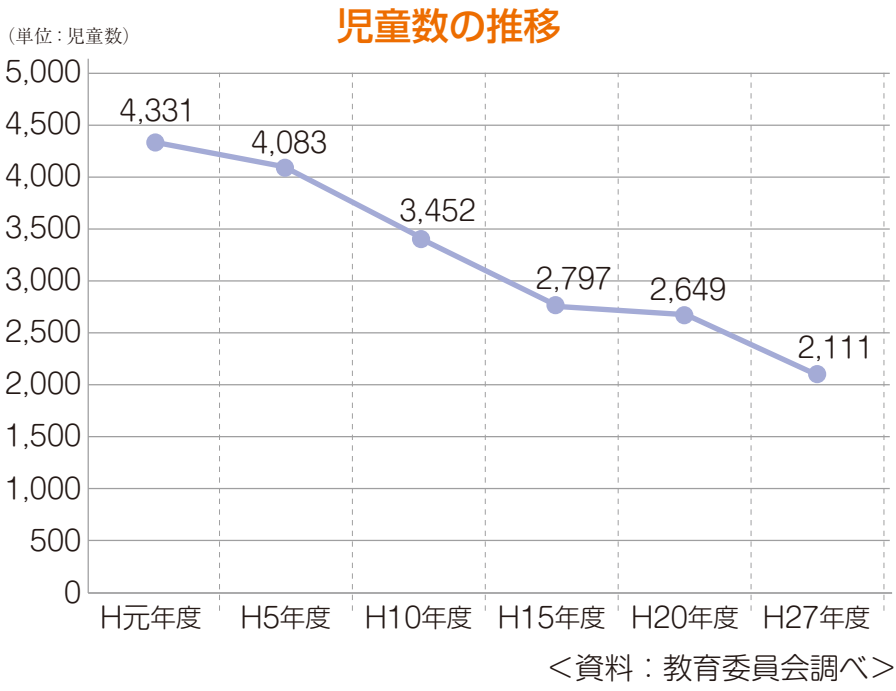
市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割
●子どもは地域の宝であるという共通認識のもと、学校の支援者として学校教育への積極的な参画に努めます。

行政が果たす役割
●各学校の現状を適切に把握し、方向性を定め、「生きる力」を備えた子どもの育成のため、あらゆる面において必要な環境整備に努めます。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 生きる力を育てる学校教育の推進
- 宍粟で培った生きる力を活かして多方面で活躍する一方、郷土への愛情を持ち続け、直接・間接的に発展に寄与する「宍粟に生き宍粟を活かす人づくり」をめざします。
 - 将来にわたって子ども達が生きる力を身に付けられる環境の確立のため、教育環境や教育制度の見直しをすすめ、「社会の変化に対応する学校づくり」を行います。
 - 道徳教育や人権教育、体験活動、読書活動、スポーツ活動などが他者へのいたわりを育む効果があることを生かし、「体力の向上と健やかな心と体を備えた人づくり」をめざします。



野原小学校

第2節 学校教育の充実

2. 安心して学べる教育環境の創出

- 穴粟市の教育課題や子どもの実態を踏まえた教職員研修を推進し、学校と教職員の二ーズを的確に捉えた研修実施の体制を整え、「教師力を高める学校づくり」をめざします。
- 家庭・地域が、それぞれの力を結集し、積極的に学校を支援していくという、「地域総がかりの学校づくり」をめざします。
- 地域、保護者及び警察、国、県などの関連機関との一層の連携を図る中で、「安心・安全の学校づくり」を行います。

重点事業

学校施設耐震化の推進・小学校規模適正化の推進・自然学校市内実施・環境教育、体験学習の推進・小中一貫教育の推進・「確かな学力」の育成教育研修所事業の充実・食育の推進



山崎西中学校



一宮北中学校

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
学校規模適正化推進中学校区	校区	—	3	5	—
学校施設耐震化	%	84.9	91.9	95.3	100
連携型小中一貫推進中学校区	校区	—	—	7	—
家庭学習の習慣化	%	—	50	80	100
読書活動の習慣化	%	—	70	80	80
学校が好きな児童生徒の育成	%	—	80	85	85
食べよう穴粟のめぐみ (給食用地元食材利用率)	%	71	73	75	77

* 「家庭学習の習慣化」、「読書活動の習慣化」、「学校が好きな児童生徒の育成」は、小学4年生、6年生、中学2年生を対象に「確かな学力」状況調査の生活習慣・生活行動に関する調査結果から得た割合です。

* 「家庭学習の習慣化」は、家庭学習時間が小学4年生は60分、6年生は90分、中学2年生は120分以上である児童生徒の割合です。

* 「読書活動の習慣化」は、本（マンガ雑誌除）をよく読む児童生徒の割合です。

第3節 青少年の健全育成の推進

めざすまちの姿

学校はもとより、地域・家庭が相互に連携しながら、青少年の健全な育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的なルールや自ら考え行動する力を身に付けた青少年を育むまちをめざします。

現状と課題

全国的に非行、いじめ、引きこもり、薬物の乱用など、青少年をめぐる問題は、深刻化しています。

その背景には、インターネット、携帯電話の普及や深夜営業施設の増加などによる社会環境の変化とともに、人間関係の希薄化、社会の基本的ルールへの認識が弱まっていることが指摘されています。

このような青少年をめぐる問題は、家庭での子育てが重要であることはもちろんのこと、家庭だけでなく、地域社会で見守り、「地域の子どもは地域で育てる」支援体制を整備していくことが求められています。

宍粟市では、中学校区育成委員会、見守り隊、子ども会、PTA活動、青色防犯パトロール等により活発に取り組みが展開されてい

るところです。

さらに、子ども若者支援法の制定により、家庭・学校・地域・行政・関係機関のネットワーク強化を図るとともに、市民総参加の運動を展開する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果

過去1年間に地域での子どもたち活動に参加した市民の割合
平成22年度 32.9%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 地域や家庭において、健やかに青少年が育つ環境づくりに努めます。

行政が果たす役割

- 青少年を育てる地域・家庭を支援します。
- 魅力ある体験学習など青少年体験活動を推進します。
- 青少年健全育成の体制を充実します。

取り組みのあらまし
(個別施策の展開)

1. 青少年を育てる地域・家庭づくりの推進
- 家庭の教育力の向上を図るため、子育ての知識やしつけに関し学ぶことができる講座の拡充を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
 - 地域住民による防犯パトロールなどによる、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする市民への啓発や活動を支援します。
 - 地域における青少年育成団体の活動を支援します。
2. 豊かな青少年体験活動の推進
- 豊かな自然環境を生かした魅力ある体験学習や青少年相互の交流が図れる効果的な事業を展開します。

3. 青少年健全育成体制の充実
- 青少年の健全育成を担う市民や青少年リーダーの育成に努めます。
 - 子ども若者育成支援推進法に伴い、ニートやひきこもり等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくりに努めます。
 - 青少年育成センターの相談体制を充実します。
 - 中学校区育成委員会と連携し、巡回指導や街頭キャンペーンを通じて青少年への非行防止活動を推進します。
 - インターネット安全教室やフィルタリングサービスの普及など情報化に対応した青少年の被害・加害対策等について、宍粟市青少年健全育成推進協議会や関係機関と連携し、効果的な啓発に努めます。

重点事業

青少年健全育成研修会事業の実施・各中学校区育成委員会事業の充実・青少年体験活動事業の充実・青少年健全育成組織の充実、ネットワーク化



犯罪者から青少年を守ろう(市中学校区育成委員会)

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
巡回指導回数(8中学校区)	回/年	48	64	80	96
研修会開催数	回/年	9	12	12	12
子ども講座・体験活動受講数	人	509	550	600	650
児童・生徒の地域行事参加率	%	79.9	80.0	81.0	82.0
見守り隊参加者数	人/年	2,054	2,050	2,050	2,050

第4節 生涯学習の推進

めざすまちの姿

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通じて主体的に学び合い、学んだ成果を地域づくりや実生活の中で活かすことのできるまちをめざします。

現状と課題

穴粟市では、これまで、誰もが、いつでもどこでも、自主的に学習に取り組めるよう学習環境づくりを進めてきました。その結果、生涯学習への意識の高まりや自主的な学習グループが増加し、生涯にわたって学び続けることのできる生涯学習社会が進んでいます。

今後は、さらに、市民が主体的な学びを自ら創造し、心豊かな生活を送ることができるよう、市民の学びを積極的に支援できる生涯学習環境を整え、学びが新たな学習活動につながり、その成果をライフステージに合った豊かな生き方や暮らし・地域づくりへ活かすことのできる学びの仕組みづくりが求められています。

また、その学びの拠点施設となる市内の図書館・歴史資料館・生涯学習センターなどの社会教育施設において、地域住民のニーズに対応できるよう学習の機会を整備し、生涯学習を通じて地域づくりをリードする人材の確保・養成をするとともに、市民の身近な生涯学習施設として充実させるため、老朽化した建物、設備の計画的な整備や有効的な活用を図ることが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

生涯を通じて様々な学習機会が整っていると思う市民の割合

平成 22 年度 34.2%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

●市民が自主的・自発的に学び続け、自己実現に努めます。

●学びの成果を地域に還元し、地域社会で共に生きる一員としての役割を果たすように努めます。

行政が果たす役割

●参加しやすい学習機会を提供します。

●生涯学習を支える人材を発掘・育成します。

●利用しやすい生涯学習の場の整備を進めます。

取り組みのあらまし
(個別施策の展開)

1. 生涯を通じた学びの機会の拡充
- ともに学び、ともに支え合い、学んだことが地域に還元できる生涯学習環境の整備に向け、社会教育振興計画を策定し、計画的な生涯学習の推進を図ります。
 - 市民が生涯学習に関する情報を入手しやすい環境や相談・問い合わせができる仕組みを整備します。

- 多様化する市民の学習ニーズや急激に変化する社会情勢に対応できるよう、公的教育機関や民間教育事業者との連携した生涯学習講座を推進します。
2. 「学びの成果を生かす」仕組みづくりの充実
- 市民一人ひとりが学びを通して自己を高め、各種学級・講座、団体活動で身につけた学びの成果を地域づくりに生かす仕組みをつくります。
 - 生涯学習パスポート事業により、市民の積極的な生涯学習活動への参加促進を進めるとともに、生涯学習を推進するリーダーの育成を推進します。
 - 生涯学習センター登録団体の拡充を図り、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体を増やします。
3. 社会教育関係団体の育成支援
- 社会教育関係団体の活動を指導・支援し、地域づくりの担い手となる指導者の養成研修会の開催や情報提供に努めます。
 - 社会教育活動の推進を図るため、福祉や環境、地域づくりなど様々な分野における関係機関・団体との連携強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
しそく学びパスポート所持者数 (累計)	人	—	200	250	300
図書館貸出冊数	冊/年	91,118	93,000	94,000	95,000
生涯学習センター登録団体数 (累計)	団体	76	78	80	80
生涯学習講座参加者数	人/年	1,015	1,050	1,100	1,150
高齢者大学学生数	人/年	2,120	2,150	2,175	2,200

4. 社会教育施設の充実
- 図書館資料の収集及びレファレンスなど機能の向上を図ります。
 - 自宅で蔵書や貸出状況を検索できるインターネット検索システムや市内どこでも貸出返却サービスが受けられる図書館情報網の整備により、情報・文化の拠点となる図書館づくりを一層進めます。
 - 学校図書室との連携や図書館でのおはなし会などを通じ、子どもたちが読書に慣れ親しむことのできる環境づくりに取り組みます。
 - 地域における人づくり、地域づくりの拠点施設である生涯学習センターが、だれもが利用しやすく人が集う場所となるよう環境整備を進めます。

重点事業

ブックスタート事業・移動図書館事業・生涯学習パスポート事業・高齢者大学事業・生涯学習講座・読書ボランティアの育成・社会教育振興計画の策定



第5節 人権教育・啓発の推進

めざすまちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

現状と課題

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、人権教育・人権啓発などに取り組んでいます。

しかしながら、今日もなお、同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する差別事件・事象が起こっており、問題も多様化しています。さらに、インターネットを悪用した人権侵害など、新たに対応すべき問題も生じています。

これらの問題の解決には、人権の意義や重要性を知識として確実に身に付け、日常生活の中で人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を培うことが極めて重要です。そのためには、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進し、学校、地域社会、家庭、職場などにおいて、市民一人ひとりが人権意識を高めるための取り組みを進めていく必要があります。

さらに、人権侵害の発生や拡大を防止し、あらゆる人権侵害を対象とした相談サービスを提供するためには、市民がいつでも、どこでも、誰でも、気軽に相談できる総合相談窓口の充実が必要です。

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 人権問題を他人事ではなく、自らの問題としてとらえ行動するように努めます。
- 人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現に努めます。
- 人男女共同参画を身近なものとしてとらえ、生活や働き方などを男女共同参画の視点から見つめ直すように努めます。

行政が果たす役割

- 人権尊重の理念を普及・啓発し、人権尊重を基本とする地域づくりを進めるため、人権教育と啓発を推進します。
- あらゆる分野において、男女共同参画が図られるよう意識啓発と環境整備を推進します。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 人権感覚の醸成

- 人権教育基本方針や人権施策推進計画に基づき、人権問題の解決に向けた人権教育や人権啓発の施策を実施します。
- 人権推進アドバイザーや指導者などを養成します。
- 自治会、生涯学習推進協議会、社会教育関係団体などが開催する人権学習の充実に努めるとともに、人権啓発事業の推進を支援します。

- 市民講座などを開催し、日常生活において人権感覚が身につく学習プログラムを提供します。
- 幼児期からの発達段階に応じた人権教育を進めます。
- 企業・事業所等と連携した人権講演会を開催するなど、人権が尊重される職場づくりに努めます。
- 市職員、教育関係者、医療・保健関係者、福祉関係者等人権にかかわりの深い特定の職業従事者が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重を基盤として業務を遂行できるよう、研修を一層充実します。

2. 人権擁護体制の充実

- あらゆる人権侵害を対象として、総合的な相談と指導などにより救済に努めます。
- 人権擁護機関、人権関係団体等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

3. 男女共同参画社会の促進

- 穴粟市男女共同参画プランにより男女共同参画社会を推進します。

- 「男は仕事」「女は家庭」というような、文化や社会によって作られた性別による役割分担の固定的意識にとらわれず、個性や能力を社会で十分発揮できるよう、男女共同参画を進めます。
- 地域、家庭、職場、学校など市民生活のあらゆる場面で啓発活動と情報提供に努めます。
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針や意思決定の場への共同参画を促進します。

4. DV対策の充実

- 被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制など、DV対策の基本方針となるDV対策基本計画を策定します。
- 関係機関・警察・民間支援団体と連携し、それぞれの役割分担のもと、一体となった支援体制を構築します。

重点事業

人権啓発推進事業・人権推進アドバイザー養成事業・市民活動支援補助事業・人権相談事業・男女共同参画推進事業・穴粟市DV対策基本計画の策定・DV防止教育、啓発事業・市民学習会の推進

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
生推協人権学習等実施回数(地区・自治会別学習会、研修会、発表会)	回/年	135	140	150	160
人権講演会参加者数	人/年	300	500	500	500
男女共同参画講演会参加者数	人/年	350	350	500	500
政策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合	%	16	18	20	25



第6節 芸術・文化活動の推進

めざすまちの姿

市民が郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出し、文化と伝統に息づいたまちをめざします。

現状と課題

本市は、『播磨国風土記』にも記されているとおり、播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠という伝説と長い歴史を有し、市内の各地域には古い歴史を物語る旧跡や建造物が点在し、伝統的な行事や祭り、芸能が長い歴史の中で継承されてきています。

しかしながら、急激な社会状況の変化に伴い人々の生活様式も変化し、少子高齢化が進むなかで、次世代への伝統文化の継承が困難となる地域も出てきており、その支援が必要となっています。

さらに、郷土に対する理解と関心を高めるためには、本市の歴史や伝統文化を学ぶ機会を積極的に提供していくことが大切となります。

市内の発掘調査で出土した考古資料や、収集した古文書、民具などの貴重な資料を、次世代へ地域の歴史を継承していくための文化財として保存・整理し、活用していくことが求められています。

また、より多くの市民が芸術文化に親しむことができるよう、魅力ある芸術文化事業の実施や、芸術文化活動の担い手である市民文化グループやサークルを継続的に支援・育成するとともに、そうした活動を地域の中で活かしていける環境づくりが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

市内の歴史・文化財・伝統芸能など市民の関心度

平成22年度 45.8%

市民・事業者等と行政の役割

市民・事業者等の役割

- 地域の歴史・芸術文化的資源の保存伝承に努めます。
- 芸術文化活動に積極的に参加し、自己研鑽と地域づくりの担い手となるように努めます。

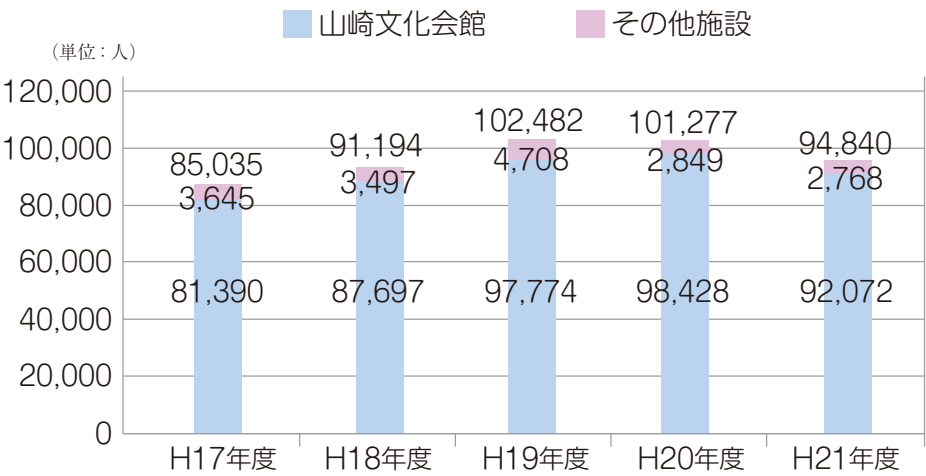
行政が果たす役割

- 文化財の保護と普及啓発を進めます。
- 芸術文化に親しみ学習する場を提供し、地域の歴史・芸術文化的資源を保存伝承する人材育成に努めます。
- 芸術文化施設の活性化を図ります。

取り組みのあらまし (個別施策の展開)

1. 歴史・文化資源の保全・活用
- 指定文化財の管理指導、歴史講座の開催などの普及・啓発活動や、埋蔵文化財、歴史資料などの調査・研究活動を実施し、歴史・文化資源の保全・活用を図ります。
 - 資料館・収蔵庫などで保管している考古資料・古文書史料・民具資料などの体系的な分類と整理を行い、展示・学習・地域づくりの資源として活用を図ります。
 - 古文書、建造物・美術工芸品・無形民俗文化財・史跡名勝天然記念物などを調査研究し、貴重なものについては市の文化財として指定し、適正な保存・活用に努めます。
 - また、既指定の文化財・収蔵資料については、適正な保存・管理に努めます。
 - 長い歴史の中で培われてきた優れた伝統芸能を次世代に継承していくために、市民の主体的な保存活動組織を支援します。

芸術文化施設入場者数の推移



<資料：教育委員会調べ>



市指定無形民俗文化財 横山チャンチャコ踊り

第6節 芸術・文化活動の推進

2. 地域文化創造活動の推進

- 文化活動の担い手となる文化協会に加盟する市民文化グループやサークルの育成と後継者の育成を支援するとともに、自主的な運営を促進します。
- 芸術文化分野における地域の特性を生かした新たな生涯学習講座を開設するとともに、魅力ある文化祭を開催し、文化に親しむ環境づくりに努めます。
- 市内の芸術文化施設などにおいて、魅力ある芸術文化事業を実施し、宍粟の芸術文化を高めていきます。

重点事業

文化財保護事業・民族文化財保存伝承活動（獅子舞、チャンチャコ踊り等）・郷土歴史資料整理事業・文化財マップの作成・文化財資源活用事業・宍粟市美術展・しろう波賀観月会事業・ふるさと文化祭・宍粟の芸術文化を高める事業（宍粟ゆかりの美術展など）



よみがえる幽玄の舞(山崎八幡神社 新能)



国指定重要文化財(一宮町御形神社)

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市美術展出品数	品/年	209	215	220	230
伝統芸能保存団体数	団体	22	22	22	22
芸術文化施設入場者数	人/年	94,840	96,000	97,500	100,000

第7節 スポーツ活動の推進

めざすまちの姿

市民が健康で生きがいにあふれた生涯を送るため、気軽にスポーツに親しむことができるまちをめざします。

現状と課題

近年、余暇時間の増大や健康志向の高まりなどにより、ウォーキングやランニング、レクリエーションなどの運動やスポーツをライフスタイルにあわせ身近に楽しむ市民が増えています。

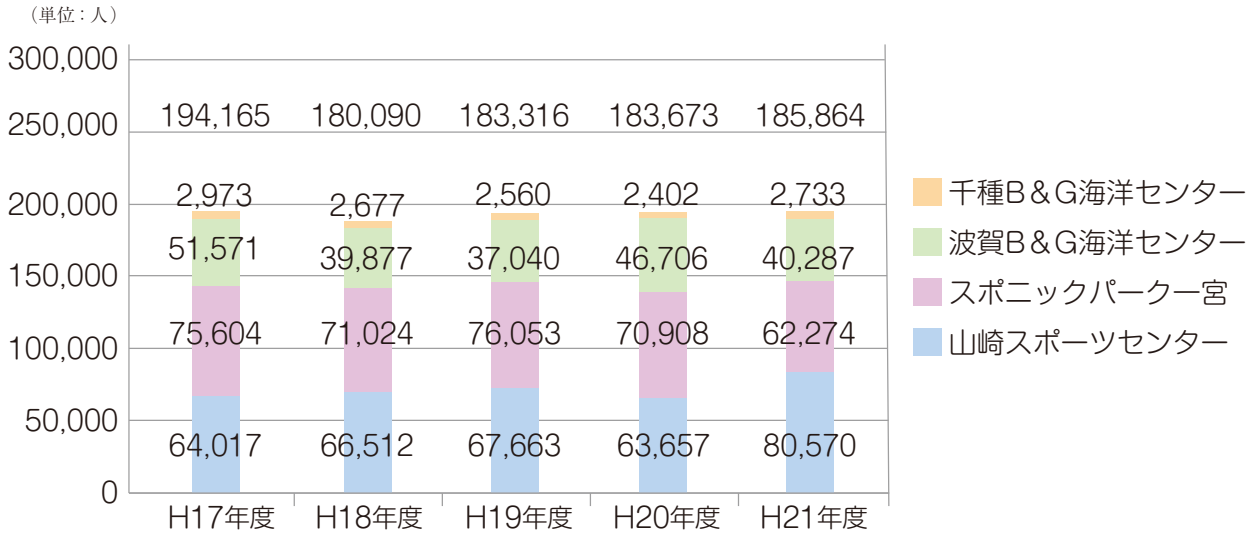
国は、だれもが、それぞれの体力や技術、趣味、目的に応じて、日常的にいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる「総合型スポーツクラブ」の全国展開を進めています。

本市では、平成17年度に全ての小学校区で地域スポーツの推進組織「スポーツクラブ21」が設立されています。運営の担い手不足などクラブの運営に課題を残していますが、地域に密着したスポーツ活動の充実を図るために、「スポーツクラブ21」の地域スポーツ推進組織としての発展とスポーツ指導者やボランティアなどの人材育成への支援が求められています。

また、市民がスポーツへの関心を高め、さまざまなスポーツを楽しむために、市内のスポーツ施設を市民が利用しやすい環境に整備する必要があります。

音水湖では、カヌー競技の地元選手育成の場や児童生徒のカヌー体験、家族のレジャーとして活用されていますが、カヌーが市民に広く親しまれる穴栗市の特色ある生涯スポーツとして普及・啓発が必要となっています。

スポーツ施設の利用者の推移



<資料：教育委員会調べ>

まちづくりアンケート調査結果

市民が週1回以上、運動などしている割合
平成22年度 11.4%

市民・事業者等と行政の役割

- 市民・事業者等の役割**
- 健康で豊かな生活を送るため、日常的にスポーツを行う習慣を身につけるように努めます。
 - 様々なスポーツ活動への積極的な参加に努めます。
- 行政が果たす役割**
- だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します。
 - 安全で利用しやすい施設整備を進めます。
 - 競技スポーツ選手の育成と支援を行います。
 - 市民に親しまれるスポーツとして、カヌーの普及・啓発に努めます。

取り組みのあらまし
(個別施策の展開)

- 1. 生涯スポーツ活動の推進**
- スポーツや健康づくりへの関心が高まるよう、スポーツ関連情報や健康づくりに関する情報を積極的に提供します。
 - ライフスタイルにあわせた運動プログラムの普及と体力や年齢に応じたスポーツ教室やレクリエーションスポーツの開催に努めます。
 - 障がいのある方や世代に関係なく交流できるスポーツイベントやスポーツ大会の開催を推進し、スポーツ交流人口の拡大を図ります。
 - 地域に埋もれた人材を発掘し、専門的指導者の育成に努めます。
 - 穴栗市体育協会や地域スポーツクラブ21など、スポーツを振興する団体を支援します。
- 2. 競技スポーツの強化と振興**
- 一流競技者・指導者を招聘した講習会や研修会を開催し、指導者や選手の育成強化に努めます。



生涯スポーツを楽しむ(千草カントリークラブ)

第7節 スポーツ活動の推進

3. 地域資源を生かしたスポーツの推進

- カヌー体験教室の開催や大学などの合宿、全国規模の大会の誘致など、カヌーを活かしたスポーツ交流活動を促進します。
- カヌー競技選手の強化に向けた体制づくりを図ります。
- 市民に広く親しまれ、宍粟市の特色ある生涯スポーツとして、カヌーの普及・啓発に努めます。
- 水田を利用したバレーボール大会を開催するなど、スポーツ交流活動を促進します。

重点事業

競技スポーツ活動の推進・地域ふれあい型スポーツの推進・日常化スポーツの推進（ジョギング、ウォーキング、散歩、ストレッチ体操）・カヌーによるスポーツ交流事業の推進



音水湖カヌー競技場



泥んこdeがんバレー大会

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
スポーツ施設利用者数	人/年	123,020	124,000	125,000	126,000
指導者養成、研修会、講習会回数	回/年	2	4	5	6